

## 東日本大震災以後の備忘録ないしは切り抜き帳(その53)

[2017年5月1日(月)]

○今朝の朝日新聞天声人語は『不気味なサイレン音』と題する以下の論説であった。そのまま備忘録に転載させて頂きたい。「救急車とも、パトカーとも違う。外国からの武力行使があった時に使われる特別のサイレンがある。政府のホームページで聞いてみると、どうにも落ち着かない嫌な音である。めったに鳴らないその警報が秋田県・男鹿半島の集落で響いた▼3月中旬、政府が北朝鮮のミサイル発射を想定して実施した避難訓練である。サイレンに続いて「発射された模様。屋内に避難を」とのアナウンスがあった▼地区の自主防災会長を務める加藤喜正さん(77)も参加した。ただ、普段から本番さながらの津波避難訓練に取り組む加藤さんには「訓練のための訓練」にしか思えなかったという。外で掃除する人やバスを待つ人が、目と鼻の先の公民館に逃げ込むという出来すぎた設定。「実際はすぐに逃げる場所もなく、茫然とするしかないのでは」▼都市部での避難訓練は実施されていないが、おとといのミサイル発射では東京の地下鉄が運転を見合わせた。どうも対応にちぐはぐさが拭えない。一体どこまでの危機だというのか。政府の説明は十分とはいえない▼一方で目立つのは、北朝鮮を威圧する米軍に追従するかのような自衛隊の行動である。稲田朋美防衛相が、米国の艦船を守る命令を初めて出したという。圧力の前に、北朝鮮の暴発を防ぐための外交は尽くされているのか▼大地震の惨状はときに、爆撃や戦地に例えられる。戦争が自然災害と異なるのは、人間が引き起こすということだ。そして戦争を防ぐのも人間の努力しかない。」  
☒ 先日の北朝鮮のミサイル発射実験の際に東京の地下鉄がごく短時間ではあっても運転を停止した事件(?)は奇異に感じられる。政府と東京メトロとの間に、事前にどのような協議が行われていたのか、ミサイル発射の情報がどのような経路で現場に伝えられたのか、など極めて不明瞭で、一般市民は戸惑うばかりであろう。「政府の説明は十分とはいえない」どころか、政府がいったい何を考えているのかを国民にきちんと説明して欲しい。全ては「圧力の前に、北朝鮮の暴発を防ぐための外交は尽くされているのか」これに尽きるのではなからうか。

[2017年5月2日(火)]

○今朝の東京新聞社説に、『初の米艦防護 本当に必要な任務か』と題する次のような論説が掲載されていたので、以下に転載させて頂きたい。「稲田朋美防衛相が自衛隊に「米艦防護」を初めて命令した。米国と北朝鮮との軍事的緊張が高まる中、日米の連携強化を誇示する政治的な意味合いが強く、本当に必要な任務なのか疑問が残る。米艦防護は自衛隊が平時に米国の艦艇などを守る「武器等防護」の活動で、安倍政権が成立を強行し、昨年3月に施行された安全保障関連法に基づく新しい任務だ。海上自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」がきのう横須賀基地を出港し、東京湾を出た太平洋上で米海軍の補給艦と合流。四国沖まで一緒に航行して護衛するという。米艦防護活動中に米軍への攻撃や妨害行為があった場合、阻止するための武器使用が認められているため、自衛隊が紛争の引き金を引きかねない任務でもある。とはいえ、今回の米艦防護は軍事的合理性よりも政治的な思惑が先行している感が否めない。一つは、東アジアの軍事的緊張には米軍と自衛隊が共同で対処するというメッセージである。弾道ミサイル発射を繰り返し、核開発を進める北朝鮮をけん制するだけでなく、東アジアで軍事的存在感を増している中国やロシアにも向けられているのだろうが、日米連携をことさら強化することは、逆に東アジアの緊張を高めることになりかねない。もう一つは日本の軍事的役割を強化する安倍政権の狙いである。米補給艦は、米原子力空母カール・ビンソンを中心とする空母打撃群などが展開する朝鮮半島沖へ向かうとみられるが「いずも」が護衛するのは四国沖までだ。北朝鮮が太平洋側で米艦を攻撃する能力を持っている可能性は低く、他の国やテロ組織による米艦攻撃も想定しづらい。そもそも必要性に乏しい米艦防護に踏み切った背景には、憲法学者ら多くの専門家が憲法違反と断じた安保法を既成事実化し、自衛隊と米軍との軍事的一体化を加速する狙いがあるのだろう。北朝鮮の挑発行動に、米トランプ政権は軍事攻撃を含む「あらゆる選択肢が机上にある」としているが、安倍政権がすべきは米国に同調して軍事的圧力を強めることではなく、緊張緩和に向けて関係国に対し、対話や国際協調を粘り強く働き掛けることだ。「日米同盟」の誇示でなく、外交努力を尽くすこと。それが、武力による威嚇や武



力の行使を、国際紛争の解決手段としては永久に放棄した日本の役割である。」

- 同じく右に転載させて頂いた同紙“本音のコラム”鎌田慧氏の『歯止めなき防護』も同じ趣旨の危惧について論じたものである。
- もう一つ、同紙の“筆洗”にも興味深いコラムが掲載されていたので、以下に転載させて頂きたい。

「「ラクダの鼻」という言い方が英語にある。のんびりとした鼻を思い浮かべるが、その意味を知れば、ちょっと身構えたくなる。語源は中近東あたりの昔話だと聞く。こんな話である▼ある男が一頭のラクダを連れて、砂漠を旅していた。ある夜、疲れたラクダは男にこう頼み込んだ。「鼻だけテントの中に入れてもいいですか」。男は快く応じるが、その日を境にラクダはどんどん大胆になっていく。顔を、首を、脚を…。テントに入れてくる部分がどんどん大きくなる。結局、ラクダはテントの中で眠るようになり、男が出て行けといっても聞かない▼小さく、無害に見えてもそれをいったん認めれば既成事実となり、やがて取り返しのつかぬ事態につながる。「ラクダの鼻」とはそういうたとえである▼「ラクダの鼻」になる危険は本当はないのか。海上自衛隊の護衛艦「いずも」が米海軍の補給艦防護のために、横須賀基地から出港した。安全保障関連法に基づく新任務が初めて実行に移された▼日程は約2日間。米補給艦を護衛するのは四国沖まで。本当に必要なのかの疑問も残るほどに「ラクダの鼻」程度の任務かもしれぬ▼心配なのはこうした任務の積み重ねがやがては米軍との一体化を思いもしないレベルまで強め、同時にそれに対する国民の警戒心を弱めないかである。不気味な鼻が太平洋を静かに泳いでいる。」

以上の論説やコラムが言おうとしている点は共通している。安倍政権は知ってか知らずかわが国を少しづつ危険な方向に誘導しているように思われてならない。憲法改正論議も然りである。「機は熟した」と考えているのは安倍首相とその周辺の人たちだけであって、憲法改正に「ラクダの鼻」方式を採用することだけはどうか止めていただきたい。

[2017年5月3日(水)]

- 今日は憲法記念日、東京新聞社説は『憲法70年に考える 9条の持つリアリズム』と題して以下の論評を加えている。「日本国憲法が施行されて70年。記念すべき年ですが、政権は憲法改正を公言しています。真の狙いは9条で、戦争をする国にすることかもしれません。70年前の1947年5月3日、東京新聞(現在の中日新聞東京本社)に憲法担当大臣だった金森徳次郎は書いています。〈今後の政治は天から降って来る政治ではなく国民が自分の考えで組み立ててゆく政治である。国民が愚かであれば愚かな政治ができ、わがままならわがままな政治ができるのであって、国民はいわば種まきをする立場にあるのであるから、悪い種をまいて収穫のときに驚くようなことがあってはならない〉 ◆「平和の一路に進む」 金森は名古屋市出身で旧制愛知一中(現旭丘高)、東京帝大法卒。大蔵省を経て法制局長官になっています。戦後、貴族院議員になり、第一次吉田茂内閣で国務大臣をつとめました。帝国議会ではこんな答弁もしています。憲法9条についてです。〈名実ともに平和の一路に進む態度を示しましたことは、画期的な日本の努力であると思う(中略)衆に先んじて一大勇気を奮って模範を示す趣旨である〉 9条1項の戦争放棄は28年のパリ不戦条約の眼目でした。だから、9条の驚きはむしろ2項で定めた戦力を持たないことと交戦権の否認です。前述の金森の答弁はこれを「画期的」だと述べているのです。日本国憲法の第1章の「天皇」に次いで第2章が「戦争の放棄」ですから、この憲法の中核のアイデンティティーであることが外形的にもうかがわれます。多くの条文を9条が根底から支えているとも言われています。しかし新憲法に対しては、当時から不満の声が一部にありました。とくに旧体制の中核部にいた人たちからです。 ◆法の枠が崩れていく 天皇に政治的な権力がないことを嘆いていたのです。だから山吹憲法とか避雷針憲法とか軽蔑的な呼び方をしました。山吹とは室町時代の武将太田道灌の「実の一つだになきぞかなしき」の故事になぞらえています。避雷針は雷が天皇に落ちないように避ける手段だと読んだのです。もちろん「押しつけ憲法」という声もいまだにあります。でも、新憲法案が70年前、帝国議会の衆議院でも貴族院でも圧倒的な大多数で可決されていることを忘れてはなりません。衆議院では賛成421票、反対8票、これが議会での現実だったのです。9条も悲惨な戦争を体験した国民には希望でした。戦争はもうこりこり、うんざりだったのです。かつて自民党の大物議員は「戦争を知る世代が中心である限り日本は安全だ。戦

北朝鮮がミサイルを発射したとの情報で、東京メトロが運行停止。このニュースの方が驚きだった。過剰反応というべき流儀、次から他社に押しつけられることにならないか、それが心配だ。地震、雷、火事。古典的な「怖いもの」に最近ではテロとミサイルが加わった。警戒するに越したことはない。しかし、今回、北朝鮮のミサイルが日本を狙った、と誰が言ったのだろうか。トランプ米大統領でさえ、「不成功」と実験の失敗があったので、自国への攻撃だとは捉えていない。核とミサイルにこだわる北朝鮮の戦力誇示は困ったものだが、戦争の危機感を煽っているのはむしろ日本政府である。米空母を朝鮮半島に近くまで派遣、日本の空母型護衛艦は米補給艦の護衛に就いた。昨年暮れ、閣議決定した「武器等防護」運用指針による稲田防衛大臣命令である。武器等防護という名目で、他国軍の防衛のために「限定的な必要最小限度の武器使用」を認めている。武器の使用は「武力の行使」ではない、とする解釈のようだ。高めないでほしい。「積極的平和主義」とは安倍首相のいうように、戦力強化によってもたらされるものではない。トランプ大統領に追従するだけでなく、お得意の「断固」「万全」の構えで、日本破壊の戦争はさせない友情ある説得をしてほしい。(ルポライター)

2017.5.2

争を知らない世代が中核になったときは怖い」と言っています。今がそのときではないでしょうか。集团的自衛権の行使容認を閣議で決めたときは、憲法学者らから法学的なクーデターだという声が上がりました。9条の枠から逸脱しているからです。安全保障法制もつくりましたが、これで専守防衛の枠組みも崩れました。でも、改憲派がもくろむ9条を変えて、戦争をする国にすることだけは阻止せねばなりません。何しろ今年は日中戦争から80年の年にもあたります。勃発時には参謀本部内では戦争の不拡大を主張する意見もありましたが、主戦論にのみ込まれ、それから8年もの泥沼の戦争に陥りました。相手国は100年たっても忘れない恨みであることでしょう。それなのに一部は反省どころか、ますます中国と北朝鮮の脅威論をあおり立てます。同時に日米同盟がより強調され、抑止力増強がはやし立てられます。抑止力を持ち出せば、果てしない軍拡路線に向かうことになるでしょう。実は9条が戦後ずっと軍拡路線を防いでいたことは間違いありません。それも崩せば国民生活が犠牲になることでしょう。戦後、首相にもなったジャーナリストの石橋湛山には、こんな予言があります。◆軍拡なら国を滅ぼす〈わが国の独立と安全を守るために、軍備の拡張という国力を消耗するような考えでいったら、国防を全うすることができないばかりでなく国を滅ぼす〉これが9条のリアリズムです。「そういう政治家には政治を託せない」と湛山は断言します。9条の根本にあるのは国際協調主義です。不朽の原理です。国民は種まきをします。だから「悪い種をまいて収穫のときに驚くようなことがあってはならない」ー。金森憲法大臣の金言の一つです。愚かな政治を招かないよう憲法70年の今、再び9条の価値を確かめたいものです。」

[2017年5月4日(木)]

○昨日に続いて今朝の東京新聞社説『憲法70年に考える 大島大誓言が教えるもの』は、次のように思いもよらない内容であった。「終戦後の一時期、日本から切り離されようとした伊豆大島で「暫定憲法」がつくられました。その基本原理は立憲主義と主権在民、そして平和主義です。当時の伊豆大島の島民には「寝耳に水」だったことでしょう。終戦翌年の1946年1月29日、連合軍総司令部(GHQ)は日本政府の行政権限が及ぶ範囲を北海道、本州、四国、九州とその周辺の島々に限定する覚書を出しました。北方四島や沖縄、奄美群島、小笠原諸島などが日本政府の管轄圏外とされましたが、その中に伊豆の島々が含まれていたからです。◆平和主義と、主権在民と その一方、伊豆諸島の大島については沖縄や奄美、小笠原など、ほかの島しょ部とは違い、米軍による軍政が敷かれぬことも明らかになります。当時の島民にとって残された道は、日本からの「独立」しかありませんでした。覚書からほどなく、当時、大島島内にあった六村の村長らが集まり、対応策を協議します。そこで出した結論が、島民の総意で「暫定憲法」に当たる「大誓言」を制定して議員を選び、その議員で構成する議会が、憲法に当たる「大島憲章」を制定する、というものでした。大誓言は存在のみ分かっていましたが、長年不明のままでした。現在の東京都大島町の郷土資料館の収蔵庫からガリ版刷りの全文やメモなど当時の資料が見つかったのは97年のことです。大誓言は趣旨を記した前文と、政治形態に関する23の条文から成っています。まず注目すべきは、前文で平和主義をうたっていることでしょう。〈よって旺盛なる道義の心に徹し万邦和平の一端を負荷しここに島民相互厳に誓う〉(現代仮名遣いに修正、以下同じ)◆「立憲主義」精神の表れ そして、一条では〈大島の統治権は島民に在り〉と主権在民を掲げます。また、行政府である「執政府」の不信任に関する投票を、議会が有権者に求める「リコール制」も盛り込んでいます。当時の日本政府が現行の日本国憲法となる「憲法改正草案」を発表したのが、この年の4月17日ですから、現行憲法の姿が見える前に、その先を行く進取的な内容をまとめたのです。大誓言を研究する憲法学者で名古屋学院大現代社会学部准教授の榎澤幸広さんは「大誓言には権力を制限し、監視するという立憲主義の精神が表れています。この思想は近代憲法の一番重要な部分です」と評価します。大誓言の取りまとめは、大島6村の一つ、元村村長で、「島の新聞」を発行する元新聞記者でもあった柳瀬善之助(1890~1968)が中心となり、大工で共産党員だった雨宮政次郎(1905~1952)、三原山に自殺防止のための御神火茶屋をつくった高木久太郎(1890~1955)らが協力します。では、彼らはどうやって暫定憲法をつくったのでしょうか。終戦後、本土では新しい憲法の制定を目指す動きが活発でした。45年11月には共産党の「新憲法の骨子」12月には民間の憲法研究会による「憲法草案要綱」が発表されています。これらは新聞にも掲載され、大島にも船で届いていました。榎澤さんは「こうしたものを参考にした可能性はある」と話します。しかし、それ以上に影響を与えたのが、離島という地理的な要因と戦争という時代的背景です。大島のような離島では戦前「島嶼町村制」が敷かれていました。本土の町村制とは違い、自治権や公民権を制限する差別的な制度です。本土で男子による普通選挙が導入された後も、納税額による制限選挙が続いていました。また、戦時下や終戦直後の島民の生活は、食糧や生活物資に乏しく、苦しいものでした。榎澤さんは、柳瀬らがこうした状況を「反面教師」として、平和主義や主権在民の「大島憲章」をつくらうとしたと推測します。◆先人たちの気概に学ぶ 大誓言

は3月上旬にできましたが、22日にGHQ指令が修正され、伊豆の島々は53日目に日本の管轄圏内に復帰します。大島の独立は幻となり、大誓言はしばらく忘れ去られていました。しかし、大誓言の存在は、明治から昭和にかけて数多くつくられた私擬憲法とともに、平和主義や主権在民が、日本人が自ら考え出した普遍的な結論であることを教えてくれます。決してGHQの押し付けなどではありません。今、時の政権の思惑で改憲論議が活発になり、立憲主義が蔑ろにされつつあります。だからこそ、自ら憲法をつくろうとした先人たちの気概に学ばねばと思うのです。」

[2017年5月6日(土)]

○5月3日は憲法記念日であったが、憲法を大切にしようとの呼びかけは一部のマスメディアが、それもお義理で行っているようで、甚だ心もとない。戦前回帰を想起させる安倍首相の憲法改定への動きを何とか阻止しないと将来が危ういと思うのであるが、如何であろうか。今朝の朝日新聞天声人語は『首相の改憲方針』と題して次のような論評を加えている。「「憲法を100年守ろう」。作家の半藤一利さんが、戦後70年の際の本紙インタビューで語っていた。平和憲法が生まれて100年になるまで、このままの形で続くなら「それが国の意思になるし、海外の人々の戦争観にも影響を与える」と▼「軍隊による安全」ばかりが言われるが「軍隊からの安全」という視点も必要だとも述べていた。兵士そして無辜の人々の無残な死を書き続けてきた作家としての視点だろう。100年の区切りに特段の理由はない。あるのは平和への意思だろう▼さてこちらの区切りはどうか。安倍晋三首相が持ち出した「2020年」である。憲法を改正し、施行される年にしたいのだという。東京五輪に合わせるというが、憲法といったい何の関係が。首相在任中に改憲を見たいという「自己都合」にしか思えない▼9条に項目を設け、自衛隊を明記する方針という。自衛隊はすでに国民に定着しており、項目追加にいかほどの意味があるのか。何かほかに狙いがあるのではと勘ぐりたくなる▼憲法を読んでいくと、所々で立ち止まってしまう。15条は公務員は全体の奉仕者だというのが、森友学園を思えば「財務官僚は一部への奉仕者になっているのでは」と考え込んでしまう。能力に応じて等しく教育を受ける権利があると26条はうたうが、所得格差が教育格差につながる現状はどうしたものか▼施行から70年、憲法はどこまで私たちのものになっただろう。現実を理念に近づけるべき箇所はまだある。」

[2017年5月9日(火)]

○国会でも憲法論議が続いている。安倍首相は野党に対案を出すよう求めているが、野党の方は憲法を変える必要がないと云っているのであるから、議論が噛み合う訳がないではないか。今朝の朝日新聞社説も『憲法70年 9条改憲論の危うさ』と題して、安倍首相の改憲論の危うさを指摘している。「安倍首相が「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と述べ、9条に自衛隊の存在を明記した条文を追加するなどの改憲構想を示した。国民の間で定着し、幅広い支持を得ている自衛隊の明文化なら理解が得やすい。首相はそう考えているのかもしれない。だが首相のこの考えは、平和国家としての日本の形を変えかねない。容認できない。自衛隊は歴代内閣の憲法解釈で一貫して合憲とされてきた。9条は1項で戦争放棄をうたい、2項で戦力不保持を定めている。あらゆる武力行使を禁じる文言に見えるが、外部の武力攻撃から国民の生命や自由を守ることは政府の最優先の責務である。そのための必要最小限度の武力行使と実力組織の保有は、9条の例外として許容される——。そう解されてきた。想定されているのは日本への武力攻撃であり、それに対する個別的自衛権の行使である。ところが安倍政権は14年、安全保障関連法の制定に向けて、この解釈を閣議決定で変更し、日本の存立が脅かされるなどの場合に、他国への武力攻撃でも許容されるとして集団的自衛権の行使容認に踏み込んだ。改めるべきは9条ではない。安倍政権による、この一方的な解釈変更の方である。安倍政権のもとで自衛隊の任務は「変質」させられた。その自衛隊を9条に明記することでこれを追認し、正当化する狙いがあるのではないか。自民党は12年にまとめた改憲草案で2項を削除し、集団的自衛権も含む「自衛権」の明記などを提言した。その底流には、自衛隊を他国並みの軍隊にしたいという意図がある。首相はきのうの国会審議でも、草案を撤回する考えはないとした。草案に比べれば、首相がいう「1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という案は一見、穏当にもみえる。だが1項、2項のもつ意味と、集団的自衛権の行使に踏み込む自衛隊とは整合しない。日本の平和主義の基盤を揺るがしかねず、新たな人権を加えるような「加憲」とは質が違ふ。そもそも憲法改正の発議に向けた議論を担うのは、衆参の憲法審査会だ。その頭越しに行政府の長が改憲項目を指定するのは、与野党協調を重視してきた憲法審の議論を混乱させる。東京五輪の開かれる20年と改憲の期限を首相が関連づけたのもおかしい話だ。自民党総裁3選を視野に、自らの首相在任中に改憲を実現したいと言っているようにしか聞こえない。」

2017年5月9日

文責：瀬尾和大